

第 23 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 1 月 7 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (14 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
5 番 濱口佳史、6 番 金子讓、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (5 人)
1 番 大石正幸、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、
7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】**
【推進委員】 (2 人) 2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)
議案第 2 号 非農地証明について (5 件)
議案第 3 号 形状変更に関する届出の報告 (1 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 5 号 を認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議 長

それでは、新年明けましておめでとうございます。また今年も1年間、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、寒い日になってまいりました。農作物等には十分に気を付けていただきたいと思います。

今年もまたコロナのスタートということでございますが、皆さん十分に体には気を付けて、これからも仕事そのほか、またほかのことも十分に気を付けてやっていただきたいと思います。また、農業委員会の活動につきましても、何とぞ協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速、1月定例会を始めたいと思います。

それで欠席、今日2名おりまして。弘瀬委員と、それから宮川委員が病院ということで欠席ですが、成立をしております。

それで、今日の議事録署名人が山中委員と、それから金子委員にお願いしたいと思っております。それでは、よろしくお願いたします。

それでは、早速始めたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、第3条の規定による許可申請が今回1件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町小黒ノ川字宮ノ下タ91番、畑110平米。同じく、字宮ノ下タ104番2、畑210平米。同じく、字宮ノ下タ113番1、田50平米。続いて、字下リ付キ116番1、田438平米。同じく、小黒ノ川字中畝子228番2、田18平米。続いて、字五助谷229番1、田109平米。最後に、小黒ノ川字地主332番1、田143平米。

理由としましては、贈与にて所有権移転ということで、許可あり次第、所有権の移転の予定となっております。

資料は3ページ以降をご覧ください。

3ページに、小黒ノ川地区のほぼ中央の集落周辺に農地の方が点在しております。

今回、申請の筆数が①から⑦までの7筆となっております。

国道56号線を伊与木川をまたいで西側に今回4筆、国道の東側に今回3筆ございます。

4ページが住宅地図でございます。

5ページおよび6ページが、航空写真での詳細図となっております。

7ページ、8ページ、9ページ、10ページまでが、7筆全ての公図となっております。

す。

続きまして、11 ページ以降が現況の写真となっております。11 ページが①の宮ノ下タの 91 番、12 ページが字宮ノ下タ 104 番 2、13 ページが字下り付キ 116 番 1 と、字宮ノ下タ 113 番 1。

14 ページは、こちらが現在、高規格道路の作業道の関係で工事用の敷地の方の用地になっておりまして、現況は田ではもうございませんので。ただ、こちらの方が、事務局の方が聞いているのは、高規格の工事が終わりましたらまた農地に戻るとは聞いております。

現況はこういった、工事用の建設資材等の一部敷地にほぼなっている所です。

最後に、15 ページが字地主の農地となっております。

最後に 16 ページ、調査書の方の説明を行いたいと思います。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率利用につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作する作業の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるということ。

農作業の従事者としましては、ご本人とお母さんとなっております。

所有機械につきましては、管理機 1 台となっております。

続いて、第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人にとしましては、譲受人は個人であり、適用はありません。

第 2 項第 3 号の信託につきましても、信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号の農作業の常時従事としましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数については、黒潮町の下限日数の 150 日を割るということはなく年間 160 日ということで、こちらにつきましても農作業の従事下限を割るということはありません。

第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地が黒潮町の下限面積 30a を超えるということで、今回の取得分を含めまして 5,298 平米、52.98a ということで、こちらも下限を割るということはありません。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地が譲渡人の所有農地であり、転貸には該当はいたしません。

最後に、第 2 項の第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を畑では予定するため、周辺農地への影響ないと考えるということです。

一部田んぼにつきましては、賃貸借契約の利用権の設定等で貸し出す予定と考えているそうです。

また、こちらにつきましては利用権の設定はございません。

農用地の地域の区域内につきましては、2 筆ございます。それ以外につきましては 5 筆ございます。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。
担当委員さんの方で補足あればお願いします。

〇〇委員

補足をいたします。

1月4日に、〇〇委員と2人で確認に行っていました。

その際も、常に〇〇〇〇さんの方で耕作をしようということを聞いておりましたので、どのような状態になっているのか確認に行きましたところ、全部そのきれいな手入れをされており、ハウスのある所もあったりして、なかなか畑も田んぼもきれいな耕作地となっております。

その中の申請地の中に、7つあるんですがこの中の4番、そして7番が田んぼで、あとの5カ所は全部畑となっております。そういう水路もない。既にかさ上げして畑になっておまして、1カ所、4番の所の田んぼは〇〇〇〇に、借りた土地の中に〇〇〇〇が耕作しよう所があります。それ以外は、〇〇〇〇君が耕作をしようようです。

そのように、〇〇委員さんも〇〇〇〇さんの方にも確認を取っておりましたので、もう自分たちは確認だけで、きれいに耕作しようということを確認して帰ってきました。

以上です。

議 長

今、補足説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑・質問等ある方、挙手願います。

〇〇委員

この11番、12番、これ果樹は何植えちょう？柿かえ。

〇〇委員

ウメとカキと、ミカンはまだ小さい。植えたばかりです。

議 長

この〇〇〇〇さんという人は、前に〇〇〇〇しよった人？
この畑は本人が作って、その田んぼは貸し出すと。

〇〇委員

田んぼは、その〇〇〇〇が 400 なんぼを、〇〇〇〇が耕作しようところの中に。境はなしに、1枚の田んぼの中に 438 いうものが、この丸しちゅう所にあるというが。
(委員同士のやりとりあり)

事務局

事務局も筆見たら、ちょうど畦飛んで1筆で丸々作りようけど、よう見たら畦が、本来は境があって、隣もあるみたいですね。

議 長

何かほかに、質疑・質問ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

議案第1号、3条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。
挙手全員です。

議案第1号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第2号、非農地証明につきまして5件出ておりますが、出口の同じ場所ということで4番まで一括としたいと思います。

非農地証明願1から4まで、事務局、説明をお願いします。

事務局

再び、それでは議案書1ページをご覧ください。

議案第2号、非農地証明が今回5件出てきております。

5件のうち4件が、先ほど会長がおっしゃるように1から4番までがほぼ同じ所になりますので、もうこちらに関しては1から4まで一括で決済をいただきたいと思えます。

それでは、番号1から順に説明させていただきます。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字折尾ノ谷 2394 番、田 85 平米。同じく、字折尾ノ谷 2395 番、田 271 平米。続いて、字西折尾ノ谷 2397 番 1、田 595 平米。

続いて、番号 2、〇〇〇〇さん。

届出地としまして、黒潮町出口字西折尾ノ谷 2397 番 2、田 595 平米。同じく、字西折尾ノ谷 2399 番、田 119 平米。

続いて、番号 3、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字西折尾ノ谷 2398 番イ、田 300 平米。

続いて、最後になります番号4、願出人、〇〇〇〇さん。

届出地、黒潮町出口字西折尾ノ谷 2398 番口、田 300 平米。

以上。

理由としましては、30 年以上前から耕作せず山林化し、現在に至っているということです。

資料の方は 17 ページ以降をご覧ください。

位置図を航空写真で表しておりますが、もう地区が出口といっても、ほぼお隣の四万十市との境の辺りになります。こちらから、下田の口から県道をずうっと行きまして、出口の方から古津賀へ抜けるたねと、また竹島へ行く道の間の山の所です。現地確認も、現地の方は入れておりません。

18 ページが住宅地図になっております。

幡多中央斎場の西側の、たねの山の一带となっております。竹島に行く道からすると、かなりたねから深い山の上を登った所になるという場所になるそうです。

19 ページが詳細図です。

もうほぼ、全て隣接しているような所の農地となっております。

20・21・22・23 ページが、届け出の全ての農地の公図となっております。

最後に、24 ページの方も、現地確認が現地の山まで入れておりませんので、竹島への道の道路から入ったたねから山を撮影しております。もう山の上のこの一帯であろうということです。

こちらに関しては、もう農用地区域外となっております。利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当の〇〇委員がまだ来てませんので、前に出口はもうわれがやってくりということで〇〇さんに頼んじょったがですけど、まだ来ておりませんので。

私も確認はしておりませんが、場所としましては〇〇〇〇が土場として土を取っておる所がありますが、あその左側の奥の斎場の方向いて行った方で、もうほとんど山で入れんようなとこです。

で、もう何十年も耕作してないので人もなかなか入れんし、道も行けんということで、なかなかその確認もできにくいけど、もう農地としては全然利用もしてないし、農地とはなかなか認めがたいというようなとこです。

ほんで、〇〇委員が来たときはっきり分かるかも分かりませんが、私もはっきりその現場で確認したわけではないのですがもう何十年も作ってないと、そういうことです。

何か、この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員

これは、〇〇〇〇とは全然関係なしの？
埋めてとか。

議 長

いや、③はそれの右側の方で、その土場を取りよう所は〇〇〇〇やけん、そのがの左側。そのたねいうか、もう一つこっち側の、左側の竹島寄りの奥の方です。

昔は、そこら辺りもクボいうて、出口の人が山のたねみたいなどでこんまい田んぼをずっと作りよつたらしいがですけど、今はもう全然そこら作ってません。ほんで、国営農地以外はもうほとんどそこらは作ってないという状況です。

〇〇〇〇とは、全然関係ありません。

何か、質疑ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この出口の非農地証明願 1 から 4 までにつきまして承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。

非農地証明願の 1 番から 4 番までにつきまして承認をされました。

続きまして、非農地証明願の 5 番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 1 ページを再びご覧ください。

非農地証明最後になります、5 件目を説明いたします。

届出人、〇〇〇〇さん。

届出地としまして、黒潮町入野字タハタ 2199 番 2、田 5.18 平米。同じく、字タハタ 2200 番 1、田 48 平米。同じく、字タハタ 2204 番、田 394 平米。

理由としましては、20 年前から耕作せず原野となり、現在に至っているということです。

資料は 25 ページ以降をご覧ください。

25 ページ、航空写真で位置図を確認していただきますと、場所は早咲地区の西、入野本村になる所でしょうか、ちょっと境があれですけれども。コーナンの斜め前です。谷建築さんの横になります。

26 ページの住宅地図を見ていただいた方が分かりやすいと思います。隣に谷建築さんの建物がありまして、東側に町道が、細い道がありますけれども、その間の用地

となります。

27 ページが詳細図になりますので、こちらの方が分かりやすいかなとは思いますが、旧中村スーパー大方店の、ほんとに西側の用地になります。

28 ページが公図となっております。

最後に、29 ページが現況の写真です。

現在こちらは、以前はもう、ついこの前までは草が何年も生えたままになっておりましたので、奥側にセイタカアワダチソウ等の背の高い草木があると思えますけどあんな状態で、この現況の写真はちょうど草をある程度刈った後ですので。以前は、奥にあるような背の高い草、木も何本か生えているようなもう原野みたいな形の、明らかに農地の復旧がちょっとできないような所の農地になっておりました。

こちらにつきましては、農用地区域外となっております。当然、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

事務局の方から説明があったとおりなんですけど、〇〇さんと一緒に、本人いうても〇〇〇〇に話を一応聞いてきたということ。

その書いちゃうとおろ、もう 20 年前から全然作ってなくて、もう耕作できるような状態じゃないということを確認はちゃんとしてきました。

この場所も、ここと間違いないということで本人も確認しております。

以上です。

議 長

今、〇〇委員の方からも説明がありましたが、この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

これは国道か？

事務局

今、会長がおっしゃっている 29 ページ、現況の写真で、写真の撮り方で手前にあるのが旧国道です。

議 長

ほんで、この2階建ての建物は？

事務局

右側に見える2階の建物が、谷建築さんの建物です。

議長

何か、ないですかね。

(議場から、「タハタ」と「タバタ」の土地名称の意見あり)

事務局

28ページの公図の下に「所在」というところで、正式には「タハタ」らしいです。

議長

何か、ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

非農地証明願のこの5番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願5番につきましては承認をされました。

続きまして、議案第3号、形状変更に関する届出の報告1件と出ておりますが、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書2ページをご覧ください。

議案第3号、形状変更届が1件出てきております。

届出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町灘字南屋敷462番、田132平米。同じく、字南屋敷463番1、田310平米。同じく、字南屋敷464番、田300平米。

理由としましては、かさ上げをして畑として利用したいためとなっております。

資料はページ30以降をご覧ください。

30ページをご覧くださいますと、航空写真で位置図を落としております。大方方面から佐賀方面へ向かう灘のたこ焼き屋さんから、町道を海沿いに西灘地区の方へ入っていく途中の所の農地となっております。

31ページが住宅地図で、32ページが詳細図となっております。

33ページが公図。

34ページが、今回のかさ上げをする大まかな断面図となっております。おおよそ

80センチかさ上げをしてならしたい、という予定となっております。

最後に、現況の写真となっております。

こちらにつきましては農用地区域外となっております、利用権の設定もございません。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員

〇〇〇〇さんに会って、話を聞いてきました。

10年ほどコメを作っていたそうですが、イノシシに荒らされて作れないということで、かさ上げをしてブantanを植えろうかと思えようということです。

申請地の周りは町道と、あと町道の高さに横に住宅があって、横に小さい川が流れよって裏が山なので、かさ上げをしても周辺に影響はないかと思えます。

以上です。

議 長

今、〇〇委員の方からも詳しい説明がありました。

この件につきまして何か意見のある方、挙手願います。質疑のある方、ありませんかね。

特に問題ないように思いますけど。

(質疑等なし)

それでは、議案第3号、形状変更届につきまして承認を受けたいと思います。

この件につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第3号につきましても承認をされました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、いつものように別冊の、表紙が「議案第4号」という書類をお手元をお願いします。

表紙をめくって1ページから、整理表を説明させていただきます。

まず、整理番号2-118(大方2-118)、貸付人、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-119 (大方2-119)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-120 (大方2-120)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-121 (大方2-121)、〇〇〇〇さん。

続いて、2-122 (大方2-122)、〇〇〇〇さん。

続いて、2 ページになりますが、2-123 (大方2-123)、貸付人、〇〇〇〇さん。

以上の方が、借受人としまして、〇〇〇〇さんと利用権の設定を予定しております。

設定期間に関しましては、全て、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の設定となっております。

利用権の設定する土地につきましては、今回ちょっと省略をさせていただきます。もう表をご覧くださいいただければと思います。

全て、現況は田んぼの所にて、内容、作物につきましてはドクダミを栽培予定をしているということです。

全て契約につきましては賃貸借契約ということで、反当たりの設定につきましては表をご一覧いただければと思います。

続いて、2 ページ。

2-124 (大方2-124)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇君。

設定期間は、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の設定となっております。

設定を利用する土地につきましては、浮鞭の字社4087番、現況が田の、面積2,192平米。

作物の内容として、ブロッコリーとなっております。

賃貸借契約にて、反当たり〇〇〇〇となっております。

続いて、2-125 (大方2-125)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和3年1月8日から令和13年1月7日までの10年間となっております。

設定をする土地につきましては、加持字三島4757番、現況は田となっております。面積は3,361平米。

作物の内容につきましては、キュウリとなっております。

賃貸借契約の、反当たり〇〇〇〇となっております。

最後に、2-126 (大方2-126)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和3年1月8日から令和13年1月7日までの10年間。

設定をする土地につきましては、出口字竹ガサコ835番2、現況は畑となっております。面積につきましては704平米。

作物の内容は、果樹となっております。

賃貸借契約の、反当たり〇〇〇〇となっております。
事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。
この利用権の設定につきまして、質疑ある方は挙手願います。

伊芸委員

10a 当たりの金額が、これまちまちやけんど。

議 長

〇〇〇〇のが？

伊芸委員

うん。
これ、平米当たり？

議 長

これは反当たりやないろうかね。10a 当たりいうて書いちょうけんど。
場所によって違うがやるかね。

事務局

事務局からの説明をさせていただくと、〇〇〇〇さん個別で契約を結びに行って、
そのときにもう向こうの相手方との相談で基本的に話を決めてるそうなので。

中にちょっと反当たりの単価が一部ちょっと端数とかが発生して、自分もちょっと
これ、逆に反当たりじゃなくていわゆる借りた面積でのお金なのかな思うて逆算
したのですが、それでも合わないの。

恐らく何かしらちょっと、まあ打ち間違いもあるかもしれんですが、向こうの
契約としてはいったん相手方とこの金額で結んでるということで書類が出てきてま
すので、いったんここではちょっと反当たりが端数があつてちょっと違和感がある
所もあると思いますけど、3件ほど。

細かく、何かしら決めているのかなと。

議 長

何円まで出てちょうけん。
じゃけんど、この何円というのはちょっと間違いやないろうかと思うけど。こん

な細かいとこまでは出んと思うがやけど。
だから、これは間違いやないろうかと思うけど。

伊芸委員

これは、場所的にどの辺り？

事務局

〇〇〇〇さん。上から順にいくと、もう字でいきましようか。

ミアゲという所が、以前委員をされていました堀野裕一さんの家のちょっと東側
辺り。早咲の矢野釣具店から、旧の県道になりますけどあれをずうっと加持方面へ
行って、今の新しい県道と合流する所の山に向かって左手。マンションというかあ
りますけど、そのそこまで行かずにあの手前の左手ですね。

(この後も各々、細かい場所等についてやりとりあり)

議 長

何か、ほかに何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、この件につきまして承認を受けたいと思います。

この利用権の設定につきまして承認されます方は挙手願います。

挙手全員です。

議案第4号番につきましては承認をされました。

それでは、議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議という
ことで1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは、最後の議案になります。別冊で表紙に「議案第5号」という表示が載
っているものをお手元をお願いします。

表紙に書いておりますとおり、今回の協議が1件出てきております。

氏名、〇〇〇〇さん。

内容につきましては、被覆、遮光ネット、軽トラックの更新となっております。

表紙をめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

いつものように真ん中の、今回の借入申込金額の欄から説明をさせていただきます。
す。

今回借入の申込金額が〇〇〇〇となっております。

元金の償還方法につきましては、もう割愛させていただきます。

元金の償還額としまして、〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法および時期につきましても、もう省略をさせていただきます。

この借入れに関する事業計画としまして、事業および種類につきましては、先ほども説明しましたように被覆、遮光ネット、軽トラックの更新となっております。

被覆につきましては、アサヒカガク・加工 P0・0.075。寸法につきましては、もう省略をさせていただきます。

続いて、遮光ネット、アサヒカガク・らくらくネット S40。こちらも同じく、寸法についてはもう省略をさせていただきます。

以上で、事業費が〇〇〇〇となっております。

届いて、軽トラック・ダイハツハイゼットトラック・スタンダード SaIII t となっております。こちらが1台、〇〇〇〇となっております。

以上、合計、税込みで〇〇〇〇となっております。

続きまして下の段、資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

3 ページ以降につきましては、被覆および P0、遮光ネット等の、あとまた軽トラックのカタログ資料となっております。

一番最後の 10 ページが、航空写真での〇〇〇〇さんのハウスの位置となっております。場所は蜷川の地区で、旧蜷川小学校のすぐ東側の所でレモンを栽培しております。

それから恐らく 200 から 300m 奥へ行きますと、そちらの方でミョウガを栽培をされているというところです。

事務局からの説明は以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

〇〇委員

杉本さんは、移住されてきて一生懸命頑張っています。

レモンもええ柵をしたと本人は言っていますし、また、家を建てたいという話もちろほら出てますので、頑張ってこれからもやってくれると思いますので、夢をかなえてもらいたいと思います。

以上です。

議 長

今、〇〇さんの方からも非常に頑張っているということでございますが、何か質疑ある方。

ありませんかね。ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、この借入金につきまして承認を受けたいと思います。

承認をされます方は、挙手願います。

挙手多数です。

議案第5号も承認をされました。

福井さんが来ましたが、承認は受けたんですけど、補足があれば〇〇さんの方から。出口の非農地証明。

〇〇委員

特にない。

議 長

場所は、今の〇〇〇〇の地場から左側の斎場に向けての、あこやね。間違いないね？

〇〇委員

間違いない。

議 長

場所も間違いない、ということでございます。

特にないということでございますので、承認を受けましたので、以上です。

それでは、いったん記録を止めたいと思います。

(午後2時45分終了)